

恩鳥規程第14号

社会福祉法人恩鳥福祉会
理事等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款に定める事業を行うため、理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事等の報酬は次のとおりとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。

職名	区分	金額	備考
理事長	月額	100,000円 (年額1,200,000円以内)	退任及び選任が月の途中であったときは在職日数16日以上を1月として月額を支給し、16日未満は支給しないものとする。
理事	年額	1名あたり20,000円 (総額120,000円以内)	退任及び選任があったときは月割りによるものとする。ただし、在職日数16日以上を1月とし、16日未満は1月としないものとする。 (百円未満切捨て)
監事	年額	1名あたり20,000円 (総額40,000円以内)	
評議員	年額	1名あたり20,000円 (総額180,000円以内)	

(費用弁償)

第3条 理事等の業務に従事し、あるいは会議に出席したときは、下記によりその費用を弁償する。

	金額
1日	3,000円

- 2 法人業務に従事することを要請したものに対しては、第1項を適用する。
- 3 理事等が市外に出張するときは、職員旅費規程第5条を準用する。ただし、旅行諸費は1日につき3,000円とする。

(支払方法)

第4条 第2条に規定する報酬の支払いは、月額で支給する報酬にあつては翌月支給とし、年額にあつては毎会計年度3月期に行うものとする。ただし、

任期途中で退任があったときは、退任月の翌月に支払うものとする。

- 2 第3条に規定する費用弁償については、当該支払い対象となるべき業務の都度支払うものとする。

附 則

この規程は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

平成6年3月25日一部改正 平成6年4月1日より施行

附 則

平成9年3月18日一部改正 平成9年4月1日より施行

附 則

平成12年3月6日一部改正 平成12年4月1日より施行

附 則（平成29年6月22日一部改正）

この規程は公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人恩鳥福社会理事等の報酬及び費用弁償に関する規程の規定は平成29年4月1日から適用する。